「やまがた安全・安心」ＧＡＰ推進運動実施要領

１　趣旨

　本県農業の持続的な発展を実現するため、本県農業の強みである「農産物の安全性確保」と「環境保全型農業」の取組みをより強固にするとともに、関係機関・団体が一体となり「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」に取り組むＧＡＰを一層推進する。

２　運動の期間

　　　令和４年４月１日から令和７年３月31日までの３か年

３　実施項目

（１）生産者・消費者等におけるＧＡＰの認知度向上

　　①生産者の認知度向上によるＧＡＰの取組みの拡大

　　　生産者、特に地域の担い手（トップランナー、スーパートップランナー、イメージリーダー）及び新規就農者を対象としたＧＡＰ基礎研修会を開催し、ＧＡＰの認知度を向上させるとともに、取組みの拡大を図る。

　　②消費者・小売業者等の認知度向上によるＧＡＰ認証農産物の消費拡大

　　　　ＧＡＰをＰＲする「のぼり」や「ポスター」の販売コーナーへの設置やＧＡＰに関する出前講座の開催等により、消費者・小売業者等のＧＡＰの認知度を向上させるとともに、消費の拡大を図る。

（２）国際水準ＧＡＰ認証取得の推進

　①「やまがたＧＡＰ認証制度」（県版ＧＡＰ認証制度）の推進

　　　国際水準ＧＡＰ認証取得へのステップアップとしての認証制度を運用、推進する。

　　②国際水準ＧＡＰ認証取得研修会の開催による取得推進

　　　　　主にやまがたＧＡＰ認証制度取得者を対象とした研修会を開催し、国際

水準ＧＡＰへのステップアップを推進する。

③農業技術普及課職員等によるコンサルタント等の実施

農業技術普及課職員等によるコンサルタント等により、国際水準ＧＡＰの認証取得を支援する。

④ＧＡＰ指導力の強化

　　　　主にＪＧＡＰ指導員基礎研修を受講した農業技術普及課職員等を対象に、スキル

アップ研修会を開催し、国際水準ＧＡＰ認証取得に向け、コンサルタントとしての

資質向上及び指導体制の構築・強化を図る。

⑤農業教育機関におけるＧＡＰ認証取得の支援

　　　　農業高等学校等におけるＧＡＰ認証取得への支援を行うとともに、ＧＡＰに精通

した人材の育成を図る。

（３）県産農産物の安全性確保に向けた取組みの堅持

　　　「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」を「プライマリーＧＡＰ（初歩のＧＡＰ）」として位置付け、「農薬の適正使用」と生産者自らによる「ＧＡＰの実施」に取組み、

県産農産物の安全性確保及びＧＡＰの普及を図る。

４　実施機関における役割

（１）各集荷団体等（市場関係団体、産直組織、任意出荷組合等）

　　　ＧＡＰ認証取得に向けた生産者等の合意形成の推進

（２）ＪＡ山形中央会・ＪＡ全農山形

　　　各ＪＡに対するＧＡＰ導入に向けた働きかけ

（３）各ＪＡ

　　①ＧＡＰ認証取得に向けた生産者等の合意形成の推進

　　②営農指導員等、関係職員のＧＡＰ指導能力の向上

（４）各農業技術普及課

　　①複数の職員による指導体制の構築

②地域の担い手及び新規就農者に対するＧＡＰ認証取得の誘導及び現地指導

（５）農業技術環境課

　　①生産者及び消費者・小売業者等に対するＧＡＰの認知度向上の取組み

②「やまがたＧＡＰ認証制度」及び「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」

の運用、推進

③ＧＡＰ基礎研修会、国際水準ＧＡＰ認証取得研修会、ＧＡＰ指導員のスキルアップ

研修会の開催

　　④国庫補助事業の円滑な推進（対象事業：国際水準ＧＡＰ認証取得研修会、農業教育機関におけるＧＡＰ認証取得の支援、普及課職員による生産者への国際水準ＧＡＰ認証取得に関わる指導）

　　⑤ＧＡＰ普及推進に係る施策に関する関係機関・団体との調整